

区分	その他
----	-----

緊急案件概要

資料1

共通	
件名	観客用リストバンドの製作
契約主体	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団
調達方式	特命随意契約
内 容	
<p>○目的（背景） 観客用リストバンドを製作の上、配布していたが、想定より観客数が増加してしまい、すでに発注している数量では足りなくなってしまうため、今回、新規契約にて、追加発注を行う。（11月18日時点）</p> <p>○業務内容 全競技会場で使用可能な共通のリストバンドを12万本製作する。なお、現在同様両面印刷とすると、片面印刷後に乾燥させる時間を要し大会期間中の納品が困難であるため、今回は片面印刷の仕様とし、新規の契約とする。</p> <p>○契約期間 2025年11月18日～11月26日まで</p> <p>○契約相手 株式会社TITLE</p> <p>○その他 製作済数 20万本（前回契約） 11月14日～17日 約5万本配布済み 11月18日～26日 約27万本配布見込み</p>	
特命理由	
<p>東京2025デフリンピックでは、リストバンドを観客に配布し、入場者管理に活用しているが、観客数が想定を大きく上回っており、近日中に不足することが想定される。リストバンドは入場者管理や安全な観戦環境の確保で必須であり、緊急に追加で製作する必要がある。</p> <p>他社に発注した場合、版の製作から納品までに日数を要し、大会期間中の納品が困難であり、大会運営に支障が出る。</p> <p>また、製作物は現在のリストバンドと同じデザインである必要がある。そのため、原契約の受注者は、現在と同じデザインのリストバンドを、早急に製作に着手し大会運営に支障が生じることなく納品できる唯一の事業者であるため、株式会社TITLEに特命随意契約とする。</p> <p>（入札後の随意契約） 第23条 次の各号に定める場合、随意契約によることができる。 （3）急を要するため指名競争入札に付する時間がないとき</p>	
金 額	
<p>※概算金額及び積算内訳を記載 概算金額 2,540,000円（税抜き）</p>	
所管部署	東京都スポーツ文化事業団デフリンピック準備運営本部大会統部運営統括グループ

契約・調達案件 個別確認表（契約手続実施前）

案件名	観客用リストバンドの製作
調達方式	特命随意契約

確認の視点	確認内容	備考
契約手続きの適正性		
発注組織での意思決定プロセスの手続きが適正に取られたものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●本案件は、大会運営組織での意思決定プロセスに沿って、事業執行の決定が行われていることを確認した。 	
大会経費として妥当なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●本案件は、観客用リストバンドの製作に係る事業であり、発注組織の役割に基づく業務内容であることを確認した。 ●デフリンピック規約等において、運営・準備等に必要項目であり、対象経費として妥当であることを確認した。 	
事業執行にあたり、仕様書の内容が適切なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●業務内容が簡潔、詳細かつ正確に記載されていることを確認した。 ●高齢者や障害者等への情報保障など、業務に応じた必要な配慮がなされていることを確認した。 ●業務履行上の費用負担が項目ごとに明確にされていることを確認した。 ●成果品の内容、納品数、納品期限等が具体的に記載されていることを確認した。 	
予算執行が適正なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●東京2025デフリンピックの準備・運営を進めていくにあたり、適正な予算執行であることを確認した。 	
予定価格が妥当なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●定められた労務単価や市場価格等を参考に、予定価格を適切に算出していることを確認した。 	
公費の対象として適切なるものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●大会を通じて東京の価値を高める経費であることを確認した。 	
調達方式の精査・確認		
調達方式が妥当なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●競争入札によらずその事業者以外には契約の履行ができない等の理由により特定の事業者を指定する方式が妥当であることを確認した。 	

案件概要

資料2

実施前（募集概要）	
件名	第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025の協賛について
収入主体	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団
内 容	
<p>東京2025デフリンピックの協賛制度について、以下のとおり付議する。</p> <p>1 協賛カテゴリ</p> <p>(1) 東京2025デフリンピック・トータルサポートメンバー 大会の準備・運営の全体をサポートすることを目的として、事業団に対し協賛金等の提供を行う協賛企業 以下4区分を設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1億円（相当）以上 ・ 5,000万円（相当）以上 ・ 1,000万円（相当）以上 ・ 100万円（相当）以上 <p>(2) 東京2025デフリンピック・ゲームズサポートメンバー 大会の準備・運営のうち、特定の競技をサポートすることを目的として、事業団に対し協賛金等の提供を行う協賛企業 以下4区分を設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 300万円（相当）以上 ・ 100万円（相当）以上 ・ 50万円（相当）以上 ・ 50万円（相当）未満 <p>(3) 東京2025デフリンピック・みるTechサポートメンバー 大会の準備・運営のうち、デフリンピックスクエアにて開催される先端技術の開発や社会課題の解決に取り組むスタートアップなどの多様な技術を体験できる展示・PRゾーンに出展することを目的として、事業団に対し協賛金の提供を行う協賛企業 以下1区分を設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1万円以上 <p>2 募集期間 要綱施行日から令和7年9月30日まで</p>	
<p>3 協賛企業が使用可能な呼称及びエンブレムの使用並びに協賛企業の広告掲出等 呼称・エンブレム使用 氏名・企業ロゴ掲載 等</p> <p>4 受入条件等 以下の条件に該当しないかを判断</p> <p>(1) 特定の宗教又は政党その他の政治団体を宣伝、支持又は反対する意図があると認められるもの</p> <p>(2) 暴力団又は暴力団員等であること</p> <p>(3) たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約に抵触又はそのおそれがある企業等であること</p> <p>(4) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあること</p> <p>(5) デフリンピックの信用やイメージを毀損若しくは低減又はそのおそれがあること</p>	
契約変更前	
対象期間	令和7年6月24日から同年10月30日まで変更申込分
変更申込内容確認結果等	
<p>申込者について、変更申込時点において「第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025 協賛要綱」第5条第1項各号の条件を満たし、受入れが適当な企業等であることを確認した。</p>	
所管部署	東京都スポーツ文化事業団デフリンピック準備運営本部総務部連携推進グループ

変更申込についてデフリンピック準備運営本部が審査した事項

契約・調達管理会議に先立ち、デフリンピック準備運営本部で以下の事項について審査し、当該契約候補者と契約することを了承

審査事項	審査した内容	審査日	審査（確認）者
変更申込時点の協賛受入の条件	<p>当該協賛契約候補者による協賛申込について以下の点を審査し、受入が適当であることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■協賛の内容が、東京2025デフリンピックの開催趣旨に沿ったものであること。 ■東京2025デフリンピックの準備・運営に資するものであること。 ■協賛受入れの対象となる企業等が次のいずれにも該当しないこと。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 特定の宗教又は政党その他の政治団体を宣伝、支持又は反対する意図があると認められるもの。 (2) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）であること。 (3) たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約に抵触又はそのおそれがある企業等であること。 (4) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあること。 (5) デフリンピックの信用やイメージを毀損若しくは低減又はそのおそれがあること。 	R 7 / 12 / 18 財務契約検討会	財務契約検討会 （委員長） 総務部 板倉シニアマネージャー （委員） 総務部総務・人事グループ 小田マネージャー 総務部財務グループ 生駒マネージャー 大会統括部運営統括グループ 樋渡マネージャー

収入案件 個別確認表

案件名	第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025の協賛について
本個別確認表の対象案件	令和7年6月24日から同年10月30日まで変更申込分

確認の視点	確認内容	備考
申込内容の精査・確認		
申込者が適格者であること	<ul style="list-style-type: none"> ● 申込者が、要綱等に定める不適格者に該当しないことを確認した。 	
デフリンピックの趣旨に賛同した申込であること	<ul style="list-style-type: none"> ● デフリンピックの趣旨に賛同し、申し込みがされたことを確認した。 	
申込内容が要綱等に反するものでないこと	<ul style="list-style-type: none"> ● 協賛の内容が公費軽減等の効果を与えるものと認められることを確認した。 ● その他、要綱等の規定に反しないことを確認した。 	